

平成 23 年

第 4 回市議会定例会 報告第 3 号

専決処分の報告について

市が訴えを提起した奨学金返還請求事件について、被告との和解を平成 23 年 9 月 27 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決したので、次のとおり報告する。

平成 23 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 被告 住所 * * * * *

氏名 * * * * * (債務者)

2 和解内容

(1) 被告は、原告に対し、本件奨学金として、288,000 円の支払義務のあることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、前項の金員を平成 23 年 10 月から平成 25 年 9 月まで毎月末日限り 12,000 円ずつ支払う。

(3) 被告が、前項の分割金の支払いを 2 回以上怠ったときは、当然に期限の利益を失い、288,000 円から既払額を控除した残額を直ちに支払う。